

認知症になっても安心できるまちづくり

▶▶▶ 「買い物応援マーク」「希望をかなえるヘルプカード」を配布しています

市は認知症の人や認知機能の低下が見られる人が、自分の意思を伝えやすくするために「買い物応援マーク(通称:ぺこすけマーク)」と「希望をかなえるヘルプカード」を配布しています。

◎買い物応援マーク

カバンなどに付けることで、周囲の人に配慮を必要としていることを伝え、見守りや声掛けを促す目印となります。

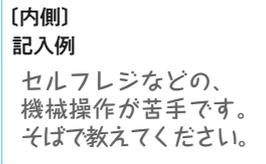


見かけたら、さり気ない
配慮をお願いします

◎希望をかなえるヘルプカード

周りの人をお願いしたいことなどをカードに書いておき、必要な時に提示して使います。

提示されたら、声掛け、
手助けをお願いします



◆配布対象者

- 市内の人で、(1)、(2)のどちらかに該当する人
- (1) 認知症と診断された、もしくは認知機能の低下がみられる65歳以上の人
 - (2) 若年性認知症と診断されたことがある人

◆配布場所

- ・市地域包括支援センター(健康福祉課内)
- ・西根総合支所
- ・安代総合支所
- ・田山支所

認知症や対応方法を学びたいときは？

認知症の基礎知識や認知症の人への対応方法などを学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

学校や職場、サロン、老人クラブなどからの受講申し込みを随時受け付けていますので、気軽に相談してください。開催を希望する日の1カ月前までに地域包括支援センターに申し込んでください。

10月から児童手当の制度が変わります

▶▶▶ 対象児童の年齢や第3子以降の手当額が拡充されます



児童手当制度が一部改正され、6年10月分(12月支給分)から支給対象や第3子以降の手当額が拡充されます。

◆手続きが必要となる主な人

- (1)改正前の所得制限により支給を受けていない人
- (2)最年少の子が高校生年代に該当する人
- (3)子が新たに第3子以降に該当する人

◆増額や新たに支給対象となる人の手続き方法

市で把握できる対象者に対しては、8月中に案内を送付しますので、必要書類を地域福祉課、西根・安代各総合支所または田山支所に提出してください。

案内が届かなかった人でも支給条件に該当する場合は申請可能です。自分が該当するか分からない場合は、気軽に地域福祉課に問い合わせてください。

◆改正の内容

	9月分(10月支給分)まで				10月分(12月支給分)から			
支給対象者	15歳に達する年度末までの児童を監護する父母など				18歳に達する年度末までの児童を監護する父母など			
所得制限	あり(制限額超過…手当額減額、上限額超過…受給資格喪失)				なし ※ただし、所得の確認は引き続き行う			
支給月	2月、6月、10月(前月までの4カ月分)				偶数月(前月までの2カ月分)			
手当月額 (児童1人 当たり)	第1子、第2子		第3子以降		第1子、第2子		第3子以降	
	0~2歳	15,000円	0歳~小学生	15,000円	0~2歳	15,000円	0歳~小学生	30,000円
	3歳~中学生	10,000円			3歳~中学生	10,000円		
			中学生	10,000円				
※いずれも所得が制限額を超えた場合 5,000円				高校生年代	10,000円	高校生年代		
子どもの 数え方	18歳に達する年度末までの子の数(年長者を第1子とする)				左記に加え、18歳に達する翌年度から22歳に達する年度末までの子の数(年長者を第1子とする) ※経済的な負担があることを申し立てた場合に限る			